

京都修学旅行1 d a y チケットに関する要綱

京 都 市 交 通 局

京都修学旅行 1 d a y チケットに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、観光都市・京都における修学旅行誘致の強化と京都市乗合自動車（以下「乗合自動車」という。）及び京都市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）の新規旅客誘致を一体的に行うことを目的として発行する修学旅行生を対象とした一日乗車券の取扱に関して、必要な事項を定めるものとする。

(乗車券の種類)

第2条 乗車券の種類は、次の各号に掲げるとおりする。

(1) 京都修学旅行 1 d a y チケット

(2) 京都修学旅行 1 d a y チケット【京阪電車拡大版】

2 乗車券の通用期間、乗車区間及び発売額は、以下のとおりとする。

| 乗車券の種類 | 通用期間 | 乗 車 区 間 | | | | | | 額 (1枚につき) |
|-------------------------------------|-------|-----------|----------|--|--|---------------------|---|--------------|
| | | 乗合 自動車 | 高速 鉄道 | 京都バス | 京阪バス | 西日本 ジェイア ールバス | 京阪電車 | |
| 京都修学旅行 1 d a y チケット | 任意の1日 | 全線 | 全線 | 京都市均一 運賃区間及 び花園橋～ 大原間の路 線 (ただし、 季節運行路 線を除く) | 山科営業所 及び洛南営 業所管内の 路線 (ただし、 御蔵山六地 蔵線の一部 区間、京都 比叡山線、 京都比叡平 線、高規格 幹線道路及 び地域高規 格道路を通 行する路 線、定期観 光線を除 く) | 西日本 ジェイア ールバス | — | 800 円 |
| 京都修学旅行 1 d a y チケット 【京阪電車拡大版】 | | | | | | | 京阪本線 出町柳・淀 間の各駅 宇治線 中書島・宇 治間の各駅 京津線 御陵・びわ 湖浜大津間 の各駅 石山坂本線 石山寺・坂 本比叡山口 間の各駅 | 1,100 円 |

(乗車券の使用方法)

第3条 乗車券を所持する旅客が、乗車券を高速鉄道において使用する場合は、乗車開始の際及び乗車を終了した際に、自動改集札機による改札を受けなければならない。

2 乗車券を所持する旅客が、乗車券を乗合自動車において使用する場合は、運賃を支払う際、カードリーダーに乗車券を挿入しなければならない。ただし、使用時の日付が印字されている場合は、この限りではない

(乗車券の発売対象)

第4条 乗車券の発売対象は、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒及び教師等引率者で構成される団体で、学校行事としての修学旅行又はこれに準ずる旅行で京都

を訪れる者（以下「修学旅行団体」という。）とする。ただし、管理者が必要と認めるものについてはこの限りでない。

（乗車券の発売方法）

第5条 乗車券は、修学旅行団体の代表者又は修学旅行団体の委任を受けた旅行代理店等（以下「旅行主催者」という。）からの申込みに対し、修学旅行団体単位で一括して発売する。

（乗車券の様式）

第6条 乗車券の様式は、別記様式のとおりとする。

（乗車券の無効及び割増運賃）

第7条 次の各号の一に該当するときは、旅客の所持する乗車券は無効として回収し、乗車券発売額及びこれと同額の割増運賃を徴収する。

- (1) 使用資格を偽って乗車券を購入し、及び使用した場合
- (2) 乗車券をその使用条件に反して使用した場合
- (3) 乗車券をその通用期間後に使用した場合
- (4) 前各号のほか、乗車券を不正乗車的手段として使用した場合

2 前項の規定は、偽造し、又は偽造した乗車券を使用した場合について準用する。

（乗車券の払戻し）

第8条 旅行主催者は乗車券が未使用であるときに限り、これを乗車券の発売場所に提出して、既に支払った乗車券代金の払戻しを請求することができる。

（補則）

第9条 前各条に定めるもののほか、乗車券の発行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、平成31年3月16日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正した要綱は、令和6年4月1日から施行する。

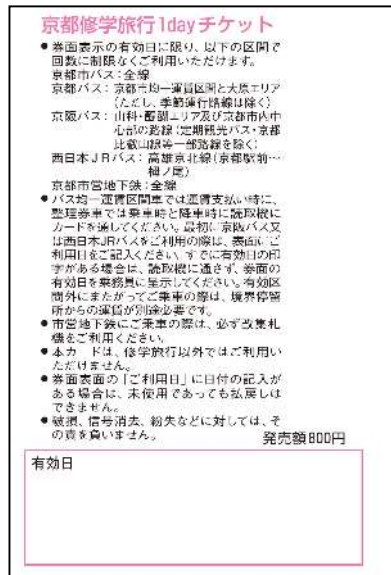
別記様式（第6条関係）

1 京都修学旅行1dayチケット

(表面)



(裏面)

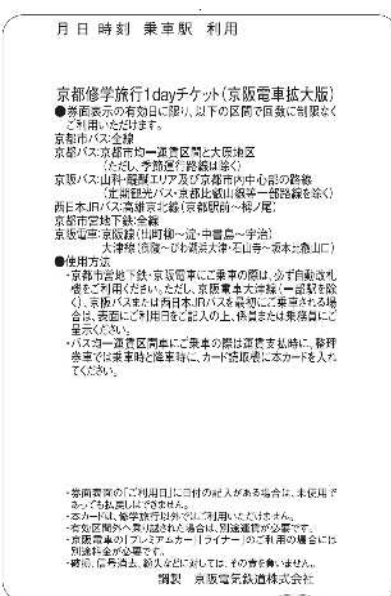


2 京都修学旅行1dayチケット【京阪電車拡大版】

(表面)



(裏面)



備考1 乗車券として使用するために必要な事項以外については、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする